

令和4年度12月補正予算(案)の概要

「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」



※令和4年12月2日 提出

CONTENTS

1	各会計補正額（水道事業除く）	P 1
	・一般会計（第9号）	
	・介護保険事業特別会計（第4号）	
2	各会計補正の財源内訳【歳入】	P 1
3	各会計補正の主な事業名等【歳出】	P 1～2
4	給与改定及び最低賃金の概要	P 3～6
5	新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策	P 7～8

○令和4年度 一般会計（第9号）

令和4年度 12月補正予算（案）の概要

※令和4年12月2日 提出



1 各会計補正額（水道事業除く）

（単位：千円）

区 分		予算現額	今回補正額	補正後予算額
一般会計		16,694,591	77,056	16,771,647
特別会計	国民健康保険事業	3,085,386	0	3,085,386
	後期高齢者医療	388,814	0	388,814
	介護保険事業	3,735,863	23	3,735,886
	農業集落排水事業	66,204	0	66,204

2 今回補正の財源内訳

【一般会計（第9号）：歳入】

（単位：千円）

歳入項目	今回補正額	備考	予算書頁
15 国庫支出金	60,242		P 7
20 繰越金	16,814		
合 計	77,056		

【介護保険事業特別会計（第4号）：歳入】

（単位：千円）

歳入項目	今回補正額	備考	予算書頁
3 国庫支出金	6		P 6
4 支払基金交付金	6		
5 県支出金	3		
7 繰入金	8		
合 計	23		

3 今回補正の主な事業名等

【一般会計（第9号）：歳出】（◆＝新規、★＝新型コロナウイルス感染症対策等関連）

（単位：千円）

事業名等	今回補正額	所管課係	予算書頁
(1) ★ 議会費（費用弁償ほか）	▲ 489	議会事務局議事係	P 8
(2) 財産登記事務費（職員手当等）	29	財政課管財契約係	
(3) 一般管理費（報酬）	50	税務課町民税係	P 9
(4) マイナンバー事業費（報酬ほか）	42	町民環境課町民係	
(5) 就業構造基本調査費（予算組替）	0	企画政策課広報文書係	P 10
(6) ★ 食の自立支援事業費（委託料）	2,400	高齢者支援課 高齢者支援係	P 11
(7) ★ 物価高騰等対策事業費（交付金）	1,050		

事業名等	今回補正額	所管課係	予算書頁
(8) ★ 物価高騰等対策事業費（交付金）	2,240	保健福祉課福祉係	P 11
(9) 介護保険対策事務費（繰出金）	3	高齢者支援課 高齢者支援係	
(10) ★ 物価高騰等対策事業費（交付金）	12,065	高齢者支援課介護保険 係、高齢者支援係	
(11) 児童福祉総務管理費（報酬ほか）	12	子ども支援課 子育て支援係	P 12
(12) 放課後児童健全育成事業費（社会保険料）	20		
(13) 利用者支援事業費（報酬）	10		
(14) ★ 物価高騰等対策事業費（交付金）	755		
(15) ★ 教育・保育給付費（事業補助）	6,150		
(16) ★ 物価高騰等対策事業費（交付金）	10,324	保健福祉課 健康増進係	P12～13
(17) ★ 水道料金負担軽減事業費（繰出金ほか）	25,578	町民環境課環境係	P 13
(18) し尿処理管理費（修繕ほか）	4,207	町民環境課 環境センター係	
(19) 農業振興事務費（報酬ほか）	84	農政課農業政策係	P 14
(20) 農地中間管理事業費（報酬ほか）	20	担い手育成支援室 担い手育成係	
(21) 農地一般管理費（報酬）	7	耕地林業課耕地係	
(22) 小学校共通管理費（報酬）	41	教育総務課総務係	P 17
(23) 中学校共通管理費（報酬）	21		
(24) 社会教育事務費（報酬）	18	社会教育課社会教育係	P 18
(25) 文化センター管理運営費（報酬ほか）	20	社会教育課文化係	
(26) 埋蔵文化財発掘調査事業費（宗功寺墓地） 〔報酬〕	16		
(27) 単独埋蔵文化財発掘調査事業（報酬）	35		
(28) 宮之城歴史資料センター運営費（報酬）	3		
(29) ★ 社会体育事業費（事業補助）	▲ 175	社会教育課 スポーツ振興係	P 19
(30) 公共土木施設災害復旧事業費（過年）	23	建設課土木係	P19～20
(31) 議会費（特別職の職員の給与改定に準じた調整）	216	議会事務局議事係	P 8
(32) 職員人件費（一般職の国家公務員の給与改定に準じた調整）	12,281	総務課行政係	—

【介護保険事業特別会計（第4号）：歳出】

（単位：千円）

事業名等	今回補正額	所管課係	予算書頁
(1) 介護サービス給付費（財源組替）	0	高齢者支援課 介護保険係	P 8
(2) 介護予防把握事業費（報酬ほか）	23	高齢者支援課 高齢者支援係	

4 給与改定及び最低賃金の概要

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要

～別紙のとおり～

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要

～別紙のとおり～

○鹿児島県の最低賃金（鹿児島労働局・労働基準監督署）

～別紙のとおり～

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(令和4年法律第81号)の概要

- 人事院は令和4年8月8日、官民比較に基づき、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 月例給の改定【令和4年4月から改定】

民間給与との較差921円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ（平均改定率0.3%）（初任給については、大卒3,000円、高卒4,000円の引上げ）

2 特別給(ボーナス)の改定【令和4年12月期から改定】

一般の職員 年間4.30月分 → 4.40月分 (0.10月分引上げ)
指定職職員 年間3.25月分 → 3.30月分 (0.05月分引上げ)

3 施行期日

公布の日（令和4年11月18日）。ただし、一部の規定は令和5年4月1日

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律(令和4年法律第82号)の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【令和4年4月から改定】

一般職の職員に準じ、秘書官の最低号俸の俸給月額を500円引上げ

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【令和4年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.25月分 → 3.30月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされている

3 施行期日

公布の日(令和4年11月18日)。ただし、一部の規定は令和5年4月1日

鹿児島県の最低賃金

知っていますか？ 自分の最低賃金

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	853 円	令和4年 10月6日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	853 円		左記の最低賃金は、令和4年度は改正がありませんでした。 このため、令和4年10月6日から鹿児島県最低賃金853円以上の支払いが必要となります。
自動車(新車)小売業	872 円	令和3年 12月16日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	853 円		左記の最低賃金は、令和4年度は改正がありませんでした。 このため、令和4年10月6日から鹿児島県最低賃金853円以上の支払いが必要となります。

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。

地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) | ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) |
| ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 | ④精皆動手当、通勤手当、家族手当 |

最低賃金に関する
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿児島労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

生産性向上に向けた取組を支援しま

詳しくはこちら

業務改善助成金

検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター (☎0120-366-440) 又は
鹿児島労働局雇用環境・均等室 (☎099-223-8239) 又は
鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内)☎0120-221-255)

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://isite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策

令和4年度 一般会計補正予算(第9号)	77,056千円
（うち新型コロナウイルス感染症対策関連予算	60,562千円)
（うちイベント等中止に伴う減額予算	▲681千円)
（うちその他事業関連予算	17,175千円)

1. 国の緊急対策等関係 6,150千円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

子育て支援等 教育・保育給付費 6,150千円

- 保育所等において保育を継続的に実施していくために必要なマスク・消毒液等の物品購入等に要する経費
～保育環境改善等事業補助(国1/2、町1/2)
- 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び機器の購入に係る経費
～保育所等業務効率化推進事業補助(国1/2、町1/4、事業者1/4)

2. 町の緊急対策等関係 54,412千円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

福祉施設等支援 物価高騰等対策事業費 26,434千円

- コロナ禍において物価高騰や燃料高騰等の影響を強く受けている福祉施設等に対し、事業の運営を支援するための経費
～介護保険法に基づく施設等 45事業所
～老人福祉法に基づく施設等 1事業所
～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等 22事業所
～児童福祉法に基づく施設等 2事業所、保育所5、認定こども園8、地域型保育事業所1、放課後児童クラブ3
～医療機関17(病院4、診療所13)、歯科医院9、薬局14、施術所11

生活者支援等 水道料金負担軽減事業費 25,578千円

- コロナ禍における物価高騰や燃料高騰等の影響による負担軽減支援として、水道基本料金の3か月分を免除することで、町民や事業者の経済的負担の軽減を図るための経費

生活者支援等 食の自立支援事業費 2,400千円

- コロナ禍における物価高騰や燃料高騰等の影響を強く受けている福祉給食サービス事業者に対し、事業の支援を行うことにより、対象者である在宅のひとり暮らし又は夫婦暮らしの高齢者及び重度の身体障がい者等の経済的負担の軽減を図るための経費

3. イベント等中止に伴う減額予算

▲681千円

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各種イベントや研修会等が中止になり、今後もなお、予算の執行が見込まれない事業の減額予算

(内訳)

- ・議会費 ▲506千円
- ・社会体育事業費 ▲175千円